

特

サンセール盛岡婚礼利用券

所属所名		会員番号		申込者(会員)氏名		性別	生年月日		
							昭和 平成	年 月 日	
利用日			令和		年		月	日	
新郎 ・ 新婦	会員の場合、会員番号		氏名		性別	生年月日		申込者との 続柄	
						昭和 平成	年 月 日		
						昭和 平成	年 月 日		
利用額(税抜) (A)				※					円
最高限度額=利用額の50% (A×0.5) (B)				※					円
補助区分(C)	一方が会員の場合		<input type="checkbox"/>	150,000 円					
	両方が会員の場合 (正会員と特別会員の挙式を含む)		<input type="checkbox"/>	300,000 円					
補助額 (B、Cの何れか低い額)				※					円
正会員分給付額 (正会員と特別会員の挙式の場合)				※					円
合計				※					円
<p>上記のとおり、利用を申込みます。</p> <p>一般財団法人岩手県教職員互助会長 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者(会員)氏名</p>									

注 太枠内※欄は、サンセール盛岡の担当者が記入すること。

利用 する 際 の 注 意	<p>1 組合員(会員)及びその子が、結婚披露宴等でサンセール盛岡を利用した場合、その利用額に応じて補助します。</p> <p>2 補助額は、1人当たり300,000円と1組の利用額の50%を比較し、いずれか低い額となります。</p> <p>3 利用券は、あらかじめ所要事項を記入し、利用当日までにサンセール盛岡の担当者に提出してください。なお、正会員と特別会員の挙式の場合は、共済・互助会用の請求書と互助会用の請求書を併せて提出してください。</p> <p>4 新郎又は新婦が申込者(組合員)の子の場合は、新郎又は新婦の戸籍抄本(写し可)を添付してください。ただし、新郎又は新婦が組合員、又は申込者(会員)の被扶養者の場合は不要です。</p> <p>5 補助額は、利用額精算(支払)後に、サンセール盛岡から、あらかじめ申込者が指定した口座に送金されます。(利用月の翌月末日頃に送金されます。)</p>
------------------------------	---